

大分県動物愛護管理推進計画(第3次)の概要について



1 背景及び目的等

(1) 背景

令和2年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）及び国の基本指針が改正されたことを踏まえ、第3次計画を策定するもの

(2) 目的

人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざす

(3) 期間

令和3年度～令和12年度の10年間（概ね5年後に計画の見直し）

2 計画の概要

| 基本目標 | 項目 | 主な施策内容 |
|--|------------------------|---|
| I 動物を愛護し、動物との暮らしを楽しみ、動物の終生飼養に責任をもつ | 第1章 計画の策定 | ・計画策定の背景、これまでの取組と改訂の趣旨 |
| | 第2章 現状と課題 | ・引取り、殺処分、譲渡頭数の状況、動物愛護管理の取組 |
| | 第3章 基本的な方針 | ・基本目標・数値目標、計画期間 |
| II 動物の特性や飼い方、しつけの方法を理解し、他人に被害や迷惑をかけない飼養をする | 第4章 適正飼養の推進へ向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬・猫の引取り頭数の減少、殺処分頭数の減少、収容した犬の返還の促進、 ・犬・猫の譲渡の促進 ・終生飼養・遺棄・虐待防止、不妊・去勢措置、 ・地域猫活動の取組拡充(さくら猫プロジェクト等) ・所有明示（迷子札・マイクロチップ等）、猫の室内飼養の推進 ・危害、迷惑の防止 特定動物の適正飼養の指導、咬傷事故の発生防止 |
| | 第5章 動物取扱業者の責務の徹底へ向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令等の周知徹底、動物取扱責任者研修会の実施 ・動物愛護管理員による指導、立入検査 |
| III 各地域で動物愛護管理の取組をする人材を育成し、人と動物が共生できる社会の実現を目指す | 第6章 動物愛護に関する普及啓発の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センターを拠点とした啓発と情報発信、適正飼養講習会等の開催 ・動物愛護教育の推進(命の授業)、年間を通じたイベントの充実 |
| | 第7章 体制整備 | ・動物愛護推進員及びボランティアの育成と連携強化、関係団体との連携 |
| | 第8章 動物由来感染症対策へ向けた取組 | ・狂犬病予防対策、その他の感染症対策 |
| | 第9章 災害時の適正飼養に向けた取組 | ・災害時の被災動物救護、飼い主への普及啓発、特定動物の逸走防止等 |

3 計画の指標

主要指標：犬・猫の殺処分頭数 **10年間で平成30年度比50%減**（平成30年度 1,853頭 → 令和12年度 900頭以下）

その他の指標：

- ・特定動物飼養施設、動物取扱業者監視回数 年1回以上の立入検査
- ・動物愛護教育の参加人数 年5,000人以上